

## 環境省における太陽光発電の導入に関する整備計画

令和6年4月3日  
令和7年4月11日改訂  
令和8年4月27日改訂  
環 境 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和8年3月30日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、環境省における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。

### 1. 太陽光発電の導入目標

#### (1) 設置可能な建築物及び敷地（導入ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画に関する実施状況調査（以下「FU調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準を踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、次のとおり整理する。

建築物：建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する全ての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準でA判定（設置可能性が高い）又はB判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準でA判定（設置可能性が高い）又はB判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）又はC-判定（技術的要因がある）の建築物又は敷地についても、既に太陽光発電が設置されている場合や、追加で設置される場合がある<sup>1</sup>。こうした建築物又は敷地がある場合は、設置可能な建築物又は敷地に含めるものとする。

<sup>1</sup> 例えば、簡易判定基準では調査時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電を導入済で空きスペースがない場合はC-判定となる。

上記の考え方に基づく、環境省における太陽光発電の設置が可能な建築物及び敷地の件数とその設置可能容量は次のとおり。

表 1. 環境省における設置可能な建築物及び敷地の件数と設置可能容量  
(2022年度 FU 調査)

	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A 判定	38	0	38	1,014	0	1,014
B 判定	121	27	148	2,694	3	2,697
合計	159	27	186	3,708	3	3,711

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※表 1 に記載のポテンシャルに加え、建築物について、37件・593kW の追加のポテンシャルが存在  
(2023年度及び2024年度 FU 調査において、C+又はC-判定の建築物のうち37件が A 又は B 判定に変更)。

また、環境省における本省と各地方支分部局ごとの太陽光発電の設置が可能な建築物及び敷地の件数と設置可能容量は次のとおり。

表 2. 環境省における本省と各地方支分部局ごとの  
設置可能な建築物及び敷地の件数と設置可能容量 (2022年度 FU 調査)

	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	A 判定	B 判定	合計	A 判定	B 判定	合計
本省	0	0	0	0	0	0
北海道地方環境事務所	1	1	2	11	7	18
東北地方環境事務所	12	53	65	96	975	1,071
関東地方環境事務所	0	21	21	0	371	371
中部地方環境事務所	1	3	4	100	75	175
近畿地方環境事務所	3	18	21	57	251	308
中国四国地方環境事務所	2	9	11	200	382	582

九州地方環境事務所	10	34	44	464	399	864
環境調査研修所	0	3	3	0	175	175
国民公園管理事務所（新宿御苑管理事務所）	9	1	10	86	25	111
国立水俣病総合研究センター（水俣病情報センターを含む。）	0	1	1	0	38	38
原子力規制庁	0	4	4	0	0	0
合計	38	148	186	1,014	2,697	3,711

※端数処理の関係上、内訳数値の和と合計の数値が必ずしも一致しないことがある。

※本省は建設中の庁舎を含む。

※中部地方環境事務所には信越自然環境事務所を、中国四国地方環境事務所には四国事務所を、九州地方環境事務所には沖縄奄美自然環境事務所を含む。

簡易判定基準で A 判定又は B 判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、今後、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物及び敷地は必要に応じ適切に見直すこととする。

## （2）件数ベースでの目標について

政府実行計画において、「2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備が設置」されることを目標としている。本目標は、太陽光発電が設置された建築物及び敷地の件数をベースとするものである。

ここでの設置可能な建築物及び敷地（導入ポテンシャル）の件数については、（1）の考え方によるものとし、環境省における件数ベースの目標は、導入ポテンシャルの件数の約50%以上とする。本目標は、政府実行計画で太陽光発電の設置目標が定められた2021年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済の件数については、次のとおり計算するものとする。

建築物：導入時期及び設備容量によらず、建築物に太陽光発電が導入されていれば、導入件数1件と数える。

敷地：建築物1件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、同一住所で1件とする。導入時期及び設備容量によらず、敷地に太陽光発電が導入されていれば、導入件数1件と数える。

本計算方法に基づく環境省における件数ベースのポテンシャルと目標は下記のとおりであり、目標は「約130件以上」となる。

表3. 環境省における太陽光発電の件数ベースの導入目標（2022年度FU調査）

A又はB判定の件数	186件
うち、設置済みの件数	40件
うち、未設置の件数（ア）	146件
2021年度までの設置件数（イ）	110件
2022年度の設置件数（ウ）	2件
2023年度の設置件数（見込み含む）（エ）	2件
導入ポテンシャルの件数（ア+イ+ウ+エ=オ）	260件
導入目標件数（ポテンシャルの約50%以上）（オ×50%）	約130件以上

### （3）kW（設備容量）ベースでの目標について

エネルギー需給見通しにおける公共部門の新規導入見込みである6.0GWの推計は、次のとおり行われている<sup>2</sup>。

- ① 既設分の設備容量及び国・地方公共団体のポテンシャルの最大値から、設置面積が確保できない、日射時間が短い、形状が複雑な屋根である等の場合や、老朽施設の割合を差し引き、設置可能な設備容量のポテンシャルを求める。
- ② ①のポテンシャルの50%に導入するものとする。

<sup>2</sup> 総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（第34回）資料4

([https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku\\_gas/saisei\\_kano/pdf/034\\_04\\_00.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/pdf/034_04_00.pdf))

③ ②から既設置相当量を差し引き、新規に設置が可能なポテンシャルとする。

環境省における kW（設備容量）ベースでの目標についても同様の考え方とする。すなわち、次のとおり計算するものとする。

- ① 既設分の設備容量及び（１）の設置可能な建築物及び敷地から、導入ポテンシャルを求める。
- ② ①の導入ポテンシャルの約50%以上に導入するものとする。
- ③ ②から2021年度までの既設分の設備容量を差し引く。

本計算方法に基づく環境省における太陽光発電の kW（設備容量）ベースの目標は次のとおりであり、「約1,376kW 以上」となる。

表 4. 環境省における太陽光発電の kW（設備容量）ベースの導入目標（2022年度 FU 調査）

判定	建築物	敷地	合計
A 判定の合計[kW]（ア）	1,014	0	1,014
B 判定の合計[kW]（イ）	2,694	3	2,697
2021年度までの既設の設備容量[kW]（ウ）	1,015	0	1,015
2022年度設置（エ）	11	0	11
2023年度設置（見込み含む）（オ）	45	0	45
全体のポテンシャル[kW] （ア+イ+ウ+エ+オ=カ）			4,782
全体のポテンシャルの50%[kW] （カ×50%=キ）			2,391
新規設置の目標（キーウ）			約1,376kW 以上

## 2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量

環境省における2025年度までの太陽光発電の導入実績は下記のとおり。

・2025年度までの件数ベースの導入実績：121件

（表3の（イ）＋（ウ）＋2023年度の導入実績（2件）＋2024年度の導入実績（0件）＋2025年度の導入実績（見込み含め7件））

・2022～2025年度に導入された設備容量：89kW

（表4の（エ）＋2023年度の導入実績（18kW）＋2024年度の導入実績（4kW）＋2025年度の導入実績（見込み含め56kW））

2030年度の目標達成に向けて、2026年度以降に導入が必要な太陽光発電の導入量は次のとおり。

・設置件数：約9件（設置済みの建築物、敷地への設置は除く。）

・設備容量：約1,287kW

### 3. 導入に向けた取組について

2030年度に向けた太陽光発電の計画的な導入に当たり、導入ポテンシャルの精緻化等に関する工程表を作成するとともに、導入場所の候補となる建築物及び敷地に関する詳細な調査・検討を行いつつ、その結果を踏まえて導入場所、導入時期及び導入量を定めた具体的な導入計画を作成する。

#### （1）工程表

- 2030年度に向けた導入ポテンシャルの精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は（別紙1）のとおり。
- 暫定的に、2026年度から2030年度の5年間で必要な太陽光発電を導入するとした場合、毎年約2件（設置済みの建築物及び敷地への設置は除く。）、約257.4kWの導入を行うこととなる。

#### （2）導入候補箇所の調査・検討

- 導入ポテンシャルがある建築物及び敷地について、設置可能容量や設置可能性を考慮し、候補の絞り込みを行う。
- 候補の絞り込みにおける基本的な考え方は次のとおり。
  - ▶ 基本的には、A判定の建築物及び敷地を候補とする。ただし、建築物において

「空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画」で建替えや改修予定があるために B 判定となっている場合は、建替えや改修に併せた太陽光発電の導入を検討する。なお、建替え時の太陽光発電の導入においては、建材一体型の太陽光発電の導入についても検討する。

- ▶ 対象施設が災害時の避難場所となっており、非常用電源が求められる場合は、太陽光発電の導入を優先的に検討する。
  - ▶ 設置可能面積又は電力需要が大きい施設から優先的に検討する。
  - ▶ 系統接続の行いやすさ等、各地域における特徴も踏まえて検討する。
- 候補となる建築物・施設について、必要な情報収集や調査・検討を順次実施する。
- 調査・検討の基本的な内容は次のとおり。
- ▶ 候補となる建築物・施設に関する各種書類（構造計算書、年間電力需要量データ（30分値）、単線結線図等）の保有状況を確認する（別紙2）。なお、当該施設で図面を保有していない場合、地方整備局や建築設計事務所等に問い合わせを行い、所在を確認する。
  - ▶ 設置する場所（屋根・敷地）の状態や屋根の耐荷重、防水工事時期等を確認し、発電設備導入による建築物及び敷地への影響を調査する。
  - ▶ 事業性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。
  - ▶ 上記を踏まえ、有望度の高い施設から導入に向けた検討を実施する。
  - ▶ PPA 方式を活用した導入事例を創出する。また、複数施設をまとめた事業化など、費用の抑制や導入スピードの加速化に資する方法を検討する。
  - ▶ PPA 方式による導入事例を元に、調達方法や契約内容、国有財産の扱い等について整理し、各省への水平展開のための手引きを作成する。
  - ▶ 合同庁舎の場合、入居する省庁間での調整が必要となるため、連携して検討を行う。

### （3）具体的な太陽光発電の導入計画

- （1）（2）を踏まえた各年度の導入場所、導入時期及び導入量についての計画は、（別紙3）のとおり。なお、既に太陽光発電の導入を計画している建築物及び敷地については、着実に導入を進める。
- 現時点で導入予定の設備容量の合計は159.18kW。
- 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に検討を行う。

### （4）その他

- ペロブスカイト太陽電池等の新技術については、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等の導入が期待される。FU 調査の機会を捉え、ペロブスカイト太陽電池の優位性が活かされる導入可能な屋根や壁面等の調査を行い、導入ポテンシャルを検討するとともに、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら、導入計画を策定し、導入を進める。
- 導入に当たっては、リユース設備の調達及び廃棄時のリサイクル可能性を考慮する。また、導入した太陽光発電設備の活用を終了する際には、以下を実施すること。
  - ・太陽光発電設備の活用を終了することが決まった時点（業務発注前段階）で、地球環境局地球温暖化対策課にその旨報告することとする。
  - ・まず、リユースを検討したうえで、リユースを行わない場合はリサイクルを行うこととし、リサイクル技術が確立していないものについては適正な処理を行う。

#### **4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検**

本計画の推進・点検は、関係課室の協力を得て、地球環境局地球温暖化対策課において行う。

#### **5. 整備計画の見直しについて**

- 本計画の1. で示したポテンシャルや導入目標は、簡易判定基準に基づくものであり、詳細な調査や現場の状況の変化等により変わり得るものである。このため、毎年度のFU調査や、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、3.（2）での導入候補箇所の調査・検討の結果、4. の点検結果等を踏まえ、随時見直し、精緻化を行い、本計画に反映するものとする。

## ○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C-
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030年度以前	B
	建替え予定：2030年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030年度以前	C-
	建物廃止予定：2030年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030年度以前	C-
	解体予定：2030年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20㎡未満	C-
	20㎡以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A

	大波スレート屋根	C-
	曲面屋根	B
	テント式屋根	C-
	その他	B
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量がない、もしくはほとんどない	C+
	不明	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

#### ○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C-
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度以前	C-
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A

敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量がない、もしくはほとんどない	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20㎡未満	C-
	20㎡以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20㎡以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20㎡以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

工程表

年度	2025 (実施済み)	2026	2027	2028	2029	2030
ポテンシャルの精緻化	毎年度の FU 調査において全建築物及び敷地の調査を行い、継続して導入ポテンシャルを精緻化					
太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補箇所を絞り、詳細な調査を実施(各種書類の保有状況調査)</li> <li>調査結果を踏まえ、導入箇所・時期を検討し、導入計画を具体化</li> </ul>	継続して候補箇所の調査を行い、導入計画を精緻化				
太陽光発電の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>既に導入を計画している箇所について、着実に導入</li> <li>PPA 方式による導入に向けた課題を精査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体化した太陽光発電の導入計画に基づき、導入を進める。(年 3 件、250kW 程度を想定)</li> <li>PPA 事業の実施方法の整理・横展開</li> </ul>	PPA 方式による導入事例の創出			
ペロブスカイト太陽電池等新技术への対応	新たに設置可能性がある屋根や壁面の面積等のポテンシャルの調査	導入ポテンシャルを検討するとともに、社会実装（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら率先導入に向けた検討を実施				

## 太陽光発電の設置検討に必要な各種書類の保有状況調査

(調査対象)

2022年度 FU 調査において建築物の設置可能性が A 又は B 判定の施設（全159件）に加え、2023年度及び2024年度 FU 調査を踏まえて、C+又はC-判定から A 又は B 判定となった建築物 9 件

(調査結果)

グループ①	構造計算書、電力需要量データ（30分値）、単線結線図 <sup>※1</sup> を全て保有 <sup>※2</sup> している建築物	13件
グループ②	構造計算書は保有しているが、電力需要量データ（30分値）、単線結線図のいずれか又は両方を保有していない建築物	33件
グループ③	構造計算書を施設で保有していない建築物	83件
グループ④	施設の事情等により、引き続き調査を継続する建築物	39件
合計		168件

※1 構造計算書、年間電力需要量データ（30分値）、単線結線図は、太陽光発電導入検討・施工時に必要と考えられる書類。

※2 書類が施設管理者等により保有されている状態。施設管理者が保有していない場合、設計事業者等が保有している場合もあることに留意が必要。なお、電力需要量データ（30分値）及び単線結線図については、現時点では保有していない場合であっても、手続等を実施することで入手可能。

## 太陽光発電の導入計画（予定）

番号	本省・地方支分部局名	場所	所在地	調査期間	調査結果	導入時期	設備容量 [kW]	備考
1	本省	環境省新庁舎	東京都千代田区	調査済	屋上及び壁面に導入可能	2024年度以降	32.6kW	
2	関東地方環境事務所	箱根ビジターセンター	神奈川県箱根町	調査済	設置可能	2026年度予定	50kW	既設(19.0kW)を更新
3	九州地方環境事務所	漫湖水鳥・湿地センター	沖縄県豊見城市	調査済	設置可能	2030年3月予定	未定	既設(4.0kW)を更新
4	新宿御苑管理事務所	休憩所等	東京都新宿区内藤町	今後調査	—	2026年度以降予定	未定	既設120.9kW
5	環境調査研修所	本館等	埼玉県所沢市	調査済み	設置可能	2026年度以降予定	44kW	
6	九州地方環境事務所	雲仙諏訪ノ池ビジターセンター	長崎県雲仙市	今後調査	—	2027年度予定	未定	増改修
7	九州地方環境事務所	ツシマヤマネコ野生順化ステーション	長崎県対馬市	調査済	設置可能	2026年度予定	未定25.2kW	新設
8	九州地方環境事務所	指宿園地休憩所	鹿児島県指宿市	調査済	設置可能	2026年度予定	未定7.38kW	新設
9	九州地方環境事務所	長者原ビジターセンター	大分県玖珠郡九重町	調査中	—	2027年度予定	未定	新設
(以下は設置済み)								
10	関東地方環	田貫湖野営場	静岡県富士	調査済	設置可能	2024年度	1.8kW	

	境事務所		宮市					
11	中部地方環境事務所	中部山岳国立公園管理事務所	長野県松本市	調査済	—	2025年度	5.25kW	既設 (4.59kW) が故障した ため更新

※ 現時点で導入予定の設備容量の合計は159.18kW。